

狛江市新型インフルエンザ対策行動計画

平成 22 年 2 月

狛 江 市

目 次

● 狛江市新型インフルエンザ対策行動計画の策定にあたって	2
------------------------------	---

I 行動計画の基本方針

1 基本的な考え方	3
2 流行予測	4
3 発生段階	5
4 対策の基本項目	6
5 危機管理体制	8
6 行動計画実施上の留意点	9
7 発生段階別による目標と主な対策	10

II 新型インフルエンザ対策行動計画（発生段階別）

1 【前段階】 未発生期	11
2 【第一段階】 海外発生期	14
3 【第二段階】 国内発生早期	17
4 【第三段階】 感染拡大期	20
5 まん延期	22
6 回復期	24
7 【第四段階】 小康期	26

III 参考資料

● 用語解説	29
--------	----

狛江市新型インフルエンザ対策行動計画の策定にあたって

インフルエンザウイルス^{※1}、10～40年の周期で、ウイルスのタイプが全く異なる新型のインフルエンザとなって世界で大流行し、甚大な被害と社会影響をもたらしてきた。

過去の事例であるスペイン風邪では、日本でも患者数は約2,300万人、死者は約38万人との報告がされている。

近年、東南アジアから始まった高病原性鳥インフルエンザ^{※2}（H5N1）の流行は、ヒトへの感染による死亡例が多数報告されており、新型インフルエンザ発生の可能性が高まっている。

平成17年11月、国は、WHO「世界インフルエンザ事前対策計画」を基に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、東京都も同年12月「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。また、平成18年6月には、インフルエンザ（H5N1）が「感染症の予防と感染症の患者に対する医療に関する法律」における指定感染症として指定され、検疫法における検疫感染症の対象となるなど、更なる体制の強化が求められた。

平成21年2月、国は、最新の科学的知見、諸外国の状況、国会等での議論、新型インフルエンザ専門家会議での検討を踏まえ「新型インフルエンザ対策行動計画」を全面改定し、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を新たに策定した。

狛江市としては、国及び東京都が策定した新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、市として実施すべき具体的対策を取りまとめた「狛江市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、本行動計画に基づき、新型インフルエンザの脅威から市民の生命と健康を守り、被害を最小限にし、市民生活の安全・安心を目指すものとする。

1 基本的な考え方

新型インフルエンザの発生時期や地域、発生した場合の感染力、病原性の強さなどを正確に予測することは困難であるが、新型インフルエンザが発生した場合においても、発生初期の段階で封じ込むことにより、感染拡大を防止しなければならない。

また、新型インフルエンザ対策の目的は、可能な限り感染拡大を抑制し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破たんに至らせないことにある。このため、以下の点を踏まえ、本行動計画を策定した。

なお、新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないことも想定されることから、常に本行動計画を見直し、必要な修正を行っていくものとする。

(1) 流行予測

正確な予測を行うことは困難であるが、行動計画を策定する指針を得るため、流行予測を行う。流行予測は都の手法に倣い、狛江市に当てはめて得た数値を予測値とした。

(2) 発生段階

行動計画の策定に当たっては、発生段階に応じ、適切な対策を講じることが効果的であるため、国の行動計画が定める5つの段階に対応することとした。

(3) 対策の基本項目

行動計画の内容は、国の分類を参考に以下の7つの項目とし、各発生段階において、それぞれの対策の違いが明らかになるようにした。

- ア 実施体制と情報収集
- イ サーベイランス^{※3}
- ウ 予防・まん延防止
- エ ワクチン
- オ 医療
- カ 情報提供・共有
- キ 社会・経済機能の維持

(4) 危機管理体制

人口が集中し、人の動きが活発な東京において、流行が拡大した場合、健康被害にとどまらず、社会的機能に対しても多くの影響を及ぼすことから、発生段階に応じた危機管理体制を整備した。

2 流行予測

新型インフルエンザが発生した場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになる。都市化の進行、人口の集中、国際的な輸送・交通網の発達等により、過去の流行と比較すると、より急速に広がり、より多くの患者・重症患者が発生することが予測される。

流行規模については、「全人口の25%が罹患する」という国の想定（「新型インフルエンザ対策行動計画（平成17年11月）」）を基に、都は人口の集中する特性を考慮し、「都民の約30%が罹患する」との流行予測を行った。

本行動計画においては都の流行予測に準じ、市内での流行予測を行った。なお、これらの推計は新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響は考慮していない。

《国の流行予測》

- 罹患割合：国民の25%が罹患の場合
- 患者数：約1,300万人～約2,500万人
- 入院患者数：約200万人
- 死亡数：約50万人

（患者数約2,500万人を上限值とし、致死率2.0%（スペインインフルエンザ）として推計）

《東京都の流行予測》

- 罹患割合：都民の30%が罹患すると想定
- 患者数：3,785,000人（最近5年間のインフルエンザの流行の約5.2倍）
- 入院患者数：291,200人
- 死亡数：14,100人（最近5年間のインフルエンザの流行の約33倍）

《狛江市の流行予測》

- 罹患割合：市民の30%が罹患すると想定
- 患者数：23,000人
- 入院患者数：1,800人
- 死亡数：87人

（平成21年1月1日現在の狛江市人口76,921人を基に都と同じ割合で算出）

3 発生段階

本行動計画においては、国の行動計画が定める5つの段階とし、発生状況に応じた対応策を検討した。
 なお、終息に向かっていたものが上昇に転じ、増加傾向が1週間以上継続した場合は再燃したものと
 し、該当する発生段階に戻して対策を講ずる。

発生段階		状態
【前段階】	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
【第一段階】	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
【第二段階】	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
【第三段階】	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
	東京都の判断	感染拡大期 東京都において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
		まん延期 東京都において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
		回復期 東京都において、ピークを越えたと判断できる状態
【第四段階】	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている時期

4 対策の基本項目

本行動計画は、以下に掲げる7つの基本項目についての行動計画である。

(1) 実施体制と情報収集

新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておく必要がある。

新型インフルエンザは、市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小及び停滞を招くことが予想されているため、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、関係部署における認識の共有を図るとともに、関係部署間の連携を確保する。また、各部署は対応マニュアルや事業継続計画等を作成し、発生時に備えた準備を進め、一体となった取り組みを推進する。

(2) サーベイランス（発生動向調査）

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。また、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけるものである。

都及び保健所が発信する感染症に関する各種サーベイランスの地域の最新情報を得ることが非常に重要であることから、関係機関との連携を強化し、早期把握に努める。

また、都が発動する「東京感染症アラート」を踏まえ、市内医療機関と連携し、患者が発生した場合には的確に対応し、感染拡大の防止を図る。

(3) 予防・まん延防止

新型インフルエンザの予防及びまん延防止対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を破たんに至らせないために重要である。

これらの対策については、新型インフルエンザに変異を起こす可能性の高い鳥インフルエンザが発生している時期から行う必要がある。鳥インフルエンザの発生予防策として、発生国・地域への渡航者への注意喚起を行い、市内で鳥インフルエンザが発生した場合には、発生を限局的に防圧するためのまん延防止措置を実施する。

新型インフルエンザの予防については、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染防御方法の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。

学校、通所施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性がある。そのため、国内発生早期から学校、通所施設等の臨時休業を実施するとともに、各学校等への入学試験の延期等を要請する。

また、外出や集会等の自粛要請を行い、社会的活動における接触の機会を減らし、地域における感染機会を減少させる。

(4) ワクチン

新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破綻に至らせないためには、ワクチンの役割も重要である。パンデミックワクチンについては、製造された段階で、国・都の計画に基づき、市民に接種できるように接種体制を構築する。

プレパンデミックワクチンを発生前に接種する場合は、国・都の計画に基づき、必要な対応を迅速に行う。

(5) 医療

市内で新型インフルエンザが発生した場合、感染症指定医療機関及び感染症外来協力医療機関において外来診療を行うことを原則とする。流行が拡大し、疑いのある患者が増加した場合には、狛江市医師会の協力を得て、市内に「発熱外来」を設置し、トリアージを行うものとする。

入院医療は、感染症指定医療機関において行うが、流行が拡大した場合には、都と協力し一般の医療機関において病床確保を図る。また、さらに流行が拡大した場合には、医師会の協力を得て、市が管理する公共施設において入院患者の受け入れを図る。

医療スタッフについては、感染による医療機能の低下を防止することが基本である。このため、各医療機関に対し、感染予防策の徹底を図るとともに、医療機関内部及び医療機関相互の応援体制を図るよう要請する。流行が拡大した場合は、医療スタッフの不足が考えられるため、退職者など現在従事していない医師・看護師等の有資格者の活用を図る。

患者搬送体制は、民間搬送業者に協力を求め活用を図るなど、各発生段階における整備を図る。

新型インフルエンザの発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬やその他の感染防御資器材や医薬品、消毒薬など様々な医療物資を計画的に備蓄し、活用を図る。

(6) 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）

新型インフルエンザに関する情報は、感染予防と拡大防止の観点から、各発生段階別に、迅速かつ的確に情報提供を行い、市民や関係機関で情報の共有を図る。

また、健康不安者に対する相談体制を構築する。

(7) 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザは、全人口の30%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。このため、社会・経済機能の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断等により、最小限の市民生活を維持することすらできなくなる恐れがある。

電気・ガス・水道等のライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保を図るとともに、防犯・防災機能を確保し、市民生活の安全・安心を確保する。

また関係団体、事業所等の協力を得ながら、介護が必要な高齢者、障がい者への支援維持に努める。

新型インフルエンザが大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体を一時的に安置するため、市民総合体育館等を利用する。

5 危機管理体制

市は新型インフルエンザの発生・流行に伴い、以下の組織を中心に発生段階に応じた危機管理体制を確立する。

健康危機管理対策本部は、国内発生早期において設置する。

会議名称	構成員	開催時期
健康危機管理対策本部 健康危機管理対策本部会議	市長・副市長・教育長・企画財政部長 総務部長・市民生活部長・福祉保健部長 児童青少年部長・建設環境部長・教育部長 議会事務局長	【本部】 国内発生早期設置 【会議】 国内発生早期以降 必要に応じ随時
健康危機管理対策庁内会議	市長・副市長・教育長・企画財政部長 総務部長・市民生活部長・福祉保健部長 児童青少年部長・建設環境部長・教育部長 議会事務局長	海外発生期以降 必要に応じ随時
健康危機管理対策連絡調整会議	副市長・企画財政部長・総務部長 福祉保健部長・児童青少年部長・教育部長 安心安全課長・健康支援課長	未発生期より 必要に応じ随時
健康危機管理対策推進会議	関係各課の課長	
健康危機管理対策連絡会	東京都多摩府中保健所長 東京慈恵会医科大学附属第三病院長 狛江市医師会長 狛江市歯科医師会長 狛江市薬剤師会長 福祉保健部長・児童青少年部長・教育部長 健康支援課長	

6 行動計画実施上の留意点

(1) 国、都、関係機関との連携・協力

行動計画に沿って実施していくためには、国や都、保健所、関係部署のほか、医師会、薬剤師会等の医療関係機関、ライフライン事業者等の協力が不可欠である。

このため、国をはじめとして、関係機関との連携・協力を図りながら対策を推進していく。

(2) 市民、事業所等の協力

流行の拡大防止を図る上で、行政機関、医療機関等の関係機関の努力はもとより、市民や事業者等の協力が不可欠である。

そのため、市民、事業者等には、新型インフルエンザに関する正しい知識に基づき、自ら予防に努める「自助」と、流行期においては高齢者等への支援を地域住民が取り組む「共助」が求められる。その上で、行政機関等の「公助」により、本行動計画を効率的に実施し、流行による健康被害を最小限にとどめていく。

(3) 訓練の実施

本行動計画を実効あるものとするためには、新型インフルエンザの発生段階別の具体的対策等を実施するための訓練が非常に重要となる。

このため市は、都及び関係機関と連携し、新型インフルエンザが発生した場合の対応等の図上訓練を実施し、対応能力の向上を図る。

7 発生段階別による目標と主な対策

発生段階	目標	主な対策
【前段階】 未発生期	1 新型インフルエンザ発生に備えた体制整備 2 国際的な新型インフルエンザ発生に関する情報の把握	1 新型インフルエンザの情報収集、防疫体制の整備、ヒトへの感染把握体制の確保 2 行動計画・事業継続計画・マニュアルの策定 3 医療物資の確保及び使用計画の策定 4 地域医療体制の整備 5 訓練の実施
【第一段階】 海外発生期	1 市内における新型インフルエンザ発生の早期発見 2 海外・国内における患者発生に関する情報収集 3 国内発生に備えた全庁的体制の構築	1 市民に対する発生地域への渡航自粛の呼び掛け 2 市民への感染予防策の周知・注意喚起 3 「発熱外来」の開設準備 4 「発熱相談センター」^{※13}の開設準備 5 保育園・学校・福祉施設等の臨時休業準備 6 高齢者・障がい者への介護支援体制整備
【第二段階】 国内発生早期	1 市内で発生した際の封じ込めの徹底 2 市民への適切な情報提供による混乱の防止 3 医療体制の確保 4 庁内体制の確立	1 「発熱相談センター」の開設 2 不要不急の外出、集会等の自粛要請 3 保育園・学校・福祉施設等への臨時休業要請 4 高齢者・障がい者への介護支援の実施 5 「健康危機管理対策本部」の設置
【第三段階】 感染拡大期	1 封じ込め策による感染拡大の防止 2 患者の急増に備えた外来・入院医療の確保 3 市民への適切な情報提供による混乱防止	1 「発熱外来」の開設（1箇所） 2 「発熱相談センター」の体制強化 3 高齢者・障がい者への介護支援体制の強化 4 社会機能維持に係る事業者への事業継続要請 5 遺体安置所等の運用
【第三段階】 まん延期	1 感染拡大の抑制・遅延 2 社会機能の維持 3 社会不安の解消とパニック防止	1 重症患者を中心とする入院医療体制への転換 2 「発熱外来」の増設（2箇所目以降） 3 「応急入院施設」の開設 4 有資格者・ボランティアの活用
【第三段階】 回復期	1 社会機能の破綻の回避	1 「発熱相談センター」の体制縮小 2 「発熱外来」の順次閉鎖 3 「応急入院施設」の順次閉鎖 4 ライフラインの確保 5 遺体安置所等の運用継続
【第四段階】 小康期	1 社会機能の段階的な回復 2 流行が再燃した場合の対策強化	1 「発熱相談センター」の閉鎖 2 「発熱外来」の閉鎖 3 公共交通機関やライフラインの復旧 4 保育園・学校・福祉施設等への臨時休業解除 5 市内における健康被害状況の把握 6 対策の検証及び各種計画・マニュアルの評価

	前段階	未発生期
目標	1 新型インフルエンザ発生に備えた体制整備 2 国際的な新型インフルエンザ発生に関する情報の把握	
主な対策	1 新型インフルエンザの情報収集、防疫体制の整備、ヒトへの感染把握体制の確保 2 行動計画・事業継続計画・マニュアルの策定 3 医療物資の確保及び使用計画の策定 4 地域医療体制の整備 5 訓練の実施	

実施体制と情報収集

1 関係機関との連携強化と体制整備

- (1) 発生時を想定した訓練を実施する。【安心安全課・健康支援課】
- (2) 新型インフルエンザ対策行動計画の策定【健康支援課】
- (3) 各種対応マニュアル、業務継続計画の策定【各主管課】
- (4) 多摩府中保健所、医療機関、消防機関等の関係機関との連携を整備する。【健康支援課】
- (5) 「健康危機管理対策連絡会」を開催し、発生に備えた協議及び連携体制の整備を行う。【健康支援課】
- (6) 「健康危機管理対策連絡調整会議」及び「健康危機管理対策推進会議」を開催し、連携体制を構築する。【健康支援課】

2 情報収集

- (1) 国、国立感染症研究所、東京都福祉保健局等のホームページを活用した情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】

サーベイランス

- (1) 多摩府中保健所や東京都健康安全研究センター疫学情報室から提供される、各種サーベイランスの地域情報を収集する。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 新型インフルエンザが発生した場合には、医師会等を通じてパンデミックサーベイランスへの協力体制を確保する。【健康支援課】

予防・まん延防止

- (1) 市内で行われる集客行事等を把握し、自粛について検討する。【安心安全課・地域活性課・健康支援課・社会教育課・公民館】
- (2) 保育園・学校・福祉施設等の臨時休業体制について検討する。【福祉サービス支援室・生活支援課・介護支援課・健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・学校教育課】
- (3) 集客施設で行われる事業活動について把握し、自粛について検討する。【安心安全課・地域活性課・健康支援課・社会教育課・公民館】

ワクチン

- (1) 新型インフルエンザ発生後にパンデミックワクチンが製造された段階で、国・都の計画に基づき市民に接種できるよう、接種体制の構築を準備する。【健康支援課】
- (2) プレパンデミックワクチンを接種する場合には、国・都の計画に基づき必要な対応を迅速に行

う。【健康支援課】

医療

1 外来医療

- (1) 市内における「発熱外来」の設置について、医師会と検討する。【健康支援課】

2 入院医療

- (1) 医師会と協力して、入院診療可能な医療機関について調査する。【健康支援課】

3 医療スタッフの確保

- (1) 医師会と医師等の不足が発生した場合の医療機関相互の応援体制について協議する。【健康支援課】
- (2) 退職者等の現在従事していない医師・看護師等の有資格者の活用について検討する。【健康支援課】
- (3) 医療行為以外での活動可能なボランティアの活用について検討する。【福祉サービス支援室・安心安全課】

4 医療物資の確保

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用に関する計画を策定する。【健康支援課】
- (2) 新型インフルエンザの発生及び流行に際し、必要とされる感染防護衣、医薬品、消毒薬等の確保及び使用に関する計画を策定する。【安心安全課・健康支援課】

5 患者搬送体制の整備

- (1) 都が整備する各発生段階における搬送体制を確認する。【安心安全課】
- (2) 民間搬送業者等の活用について検討する。【安心安全課・健康支援課】

情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 市民への情報提供
- ア 新型インフルエンザ発生状況等の情報提供を行う。【政策室・健康支援課】
- イ 様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容及び広報手段について検討する。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 関係機関への情報提供
- ア 関係機関に対する説明会を開催し、市の新型インフルエンザ対策について周知する。【安心安全課・健康支援課】
- イ 医師会等の関係機関に対し、迅速な情報提供が行えるよう緊急連絡網を作成する。【健康支援課】

2 発熱相談センター

- (1) 「発熱相談センター」の設置方法について検討する。【健康支援課】
- (2) 発生段階に応じた全庁的な相談体制の検討、有資格者の活用について検討する。【安心安全課・健康支援課】
- (3) 「相談対応マニュアル」を作成する。【健康支援課】

社会・経済機能の維持

1 中小企業や自営業者等の事業継続計画

- (1) 中小企業や自営業者に対し、新型インフルエンザの発生に備えた感染防止策及び事業継続計画を策定し、事前準備を行うよう要請する。【安心安全課・健康支援課】

- (2) 公共交通機関・ライフライン事業者に対し、発生状況に関する情報収集に努め、感染防止策及び事業継続計画を策定し、事前準備を行うよう要請する。【安心安全課・健康支援課・環境管理課・都市整備課】

2 社会的弱者への生活支援

- (1) 外出を自粛する高齢者等の生活維持のため、食糧や生活必需品の配給支援体制について検討する。【介護支援課】
- (2) 高齢者及び障がい者の介護支援体制について検討する。【福祉サービス支援室・介護支援課】
- (3) 要介護者のリストアップを行う。【福祉サービス支援室・介護支援課】

目標
1 市内における新型インフルエンザ発生の早期発見
2 海外・国内における患者発生に関する情報収集
3 国内発生に備えた全庁的体制の構築
主な対策
1 市民に対する発生地域への渡航自粛の呼び掛け
2 市民への感染予防策の周知・注意喚起
3 「発熱外来」の開設準備
4 「発熱相談センター」の開設準備
5 保育園・学校・福祉施設等の臨時休業準備
6 高齢者・障がい者への介護支援体制整備

実施体制と情報収集

1 関係機関との連携強化と体制整備

- (1) 多摩府中保健所、医療機関、消防機関等の関係機関との連携を構築する。【健康支援課】
- (2) 「健康危機管理対策庁内会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、全庁的な初動対処方針について協議・決定する。【健康支援課】

2 情報収集

- (1) 国、国立感染症研究所、東京都福祉保健局等のホームページを活用した情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 発生国や海外の状況、政府による水際対策の現状等について情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (3) 多摩府中保健所と連携し、市内における発生国からの帰国者、健康観察の対象者等の情報収集を行い、対応の準備をする。【政策室・安心安全課・健康支援課】

サーベイランス

- (1) 多摩府中保健所や東京都健康安全研究センター疫学情報室から提供される、各種サーベイランスの地域情報を収集する。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 各種サーベイランスへの協力体制を確保する。【健康支援課】
- (3) 臨床情報共有システムへの協力体制を確保する。【健康支援課】
- (4) 市内発熱外来における新来院患者数、再来院患者数、入院患者数、退院患者数、自宅療養患者数、死亡患者数等の統計集約の体制を準備する。【健康支援課】

予防・まん延防止

- (1) 市内で行われる集客行事等の実施自粛を協力要請する準備をする。【安心安全課・地域活性課・健康支援課・社会教育課・公民館】
- (2) 保育園・学校・福祉施設等の臨時休業体制の準備をする。【福祉サービス支援室・生活支援課・介護支援課・健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・学校教育課】
- (3) 集客施設事業者に対し、事業活動の実施自粛を協力要請する準備をする。【安心安全課・地域活性課・健康支援課・社会教育課・公民館】
- (4) 手洗いやマスク着用などの標準予防策、飛沫感染^{※1}予防策、接触感染^{※2}予防策を市民へ周知・徹底

する。【政策室・安心安全課・健康支援課】

- (5) 保育園、学校・福祉施設等における手洗い、うがいの徹底など予防策についての周知・注意喚起を行う。【福祉サービス支援室・生活支援課・介護支援課・健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・学校教育課】
- (6) 医師会に対して、医療機関における医療スタッフの感染防止のための感染予防策の周知徹底を要請する。【健康支援課】
- (7) 発生地域への渡航自粛を市民へ呼び掛ける。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (8) 保健所との連携を強化し、必要に応じ、発生国からの帰国者の「健康監視」を実施する。【健康支援課】

ワクチン

未発生期の対策 継続

医療

1 外来医療

- (1) 市内に設置する「発熱外来」について、多摩府中保健所へ『診療所開設届』を提出する。【健康支援課】
- (2) 市内に設置する「発熱外来」について、社会保険事務所に社会保険診療報酬算定にかかる届出を行う。【健康支援課】

2 入院医療

- (1) 医師会を通して、入院診療可能な医療機関の事前登録を行う。【健康支援課】

3 医療スタッフの確保

- (1) 医師会に対して、医師等の不足が発生した場合の医療機関相互の応援体制を図るよう要請する。【健康支援課】
- (2) 必要に応じて退職者等の現在従事していない医師・看護師等の有資格者の登録を行う。【健康支援課】
- (3) 医療行為以外での活動可能なボランティアの登録を行う。【健康支援課】

4 医療物資の確保

- (1) 「発熱外来」で使用する抗インフルエンザウイルス薬の必要量を算定し、発注する。【健康支援課】
- (2) 感染防護衣、医薬品、消毒薬等を確保する。【安心安全課・健康支援課】
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の適正利用について、医師会を通して各医療機関へ要請する。【健康支援課】

5 搬送体制

- (1) 公用車を活用した搬送体制を整備する。【安心安全課・健康支援課】
- (2) 民間搬送業者等の役割を確認し、搬送体制の整備を図る。【安心安全課・健康支援課】

情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 市民への情報提供
 - ア 新型インフルエンザ発生状況等の情報提供を行う。【政策室・健康支援課】
 - イ 保育園・学校・福祉施設等を通じ、児童や生徒、利用者及びその家族に対し、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。【福祉サービス支援室・生活支援課・介護支援課・健康支援課・

子育て支援課・児童青少年課・学校教育課】

ウ 「発熱相談センター」について、普及啓発する。【政策室・安心安全課・健康支援課】

(2) 関係機関への情報提供

ア 医師会等の関係機関に対する新型インフルエンザ発生状況などの情報提供を行う。【健康支援課】

2 発熱相談センター

(1) 「発熱相談センター」の開設準備を行う。【健康支援課】

(2) 有資格者を活用した全庁的な相談体制について整備する。【職員課・健康支援課】

社会・経済機能の維持

1 中小企業や自営業者等の事業継続計画

(1) 中小企業や自営業者に対し、新型インフルエンザの発生に備えた、感染防止策、事業継続計画の確認を行う。【安心安全課・健康支援課】

(2) 公共交通機関・ライフライン事業者に対し、感染防止策、事業継続計画の確認を行う。【安心安全課・健康支援課・環境管理課・都市整備課】

2 社会的弱者への生活支援

(1) 外出を自粛する高齢者等の生活維持のため、食糧や生活必需品の配給支援体制を確保する。
【介護支援課】

(2) 高齢者及び障がい者への介護支援体制を確保する。【福祉サービス支援室・介護支援課】

3 社会行動

(1) 市民に対し、食糧・生活必需品の備蓄を呼びかける。【政策室・安心安全課・健康支援課】

4 火葬能力等の把握

(1) 遺体の一時安置所として使用できる施設等を確保するための準備を行う。【安心安全課・社会教育課】

目標
1 市内で発生した際の封じ込めの徹底
2 市民への適切な情報提供による混乱の防止
3 医療体制の確保
4 庁内体制の確立
主な対策
1 「発熱相談センター」の開設
2 不要不急の外出、集会等の自粛要請
3 保育園・学校・福祉施設等への臨時休業要請
4 高齢者・障がい者への介護支援の実施
5 「健康危機管理対策本部」の設置

実施体制と情報収集

1 関係機関との連携強化と体制整備

- (1) 多摩府中保健所、医療機関、消防機関等の関係機関との連携を強化する。【健康支援課】
- (2) 「健康危機管理対策本部」を設置及び「健康危機管理対策本部会議」を開催し、国内発生に備えた感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を決定する。【安心安全課・健康支援課】

2 情報収集

- (1) 国、国立感染症研究所、東京都福祉保健局等のホームページを活用した情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 国内発生の現状、隣接自治体の現状等について情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (3) 多摩府中保健所と連携し、市内における発生国からの帰国者、健康観察の対象者等の情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】

サーベイランス

- (1) 多摩府中保健所や東京都健康安全研究センター疫学情報室から提供される、各種サーベイランスの地域情報を収集する。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 各種サーベイランスへの協力を行う。【健康支援課】
- (3) 臨床情報共有システムへの協力を行う。【健康支援課】
- (4) 市内発熱外来における新来院患者数、再来院患者数、入院患者数、退院患者数、自宅療養患者数、死亡患者数等の統計集約を行う。【健康支援課】

予防・まん延防止

- (1) 市民に対し、集会等の実施の自粛について要請する。【政策室・安心安全課・地域活性課・健康支援課・社会教育課・公民館】
- (2) 保育園・学校・福祉施設等に対し、臨時休業を要請する。【政策室・福祉サービス支援室・生活支援課・介護支援課・健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・学校教育課】
- (3) 集客施設事業者に対し、事業活動の自粛を要請する。【安心安全課・地域活性課・健康支援課・社会教育課・公民館】
- (4) 手洗いやマスク着用などの標準予防策、飛沫感染予防策、接触感染予防策を市民へ周知・徹底

する。【政策室・安心安全課・健康支援課】

(5) 保育園、学校・福祉施設等における手洗い、うがいの徹底など予防策についての周知・注意喚起を行う。【福祉サービス支援室・生活支援課・介護支援課・健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・学校教育課】

(6) 接触者へは、二次感染予防指導を徹底し、外出の自粛と発生時の早期連絡を要請する。【健康支援課】

(7) 接触者が関係する施設にまん延の恐れがある場合は、予防策を徹底し、臨時休業を要請する。
【安心安全課・健康支援課】

(8) 事業所に対し、従業員に新型インフルエンザの症状がある場合は、当該従業員の就業制限、感染症指定医療機関での受診を勧告する。【健康支援課】

(9) 市民に対し、不要不急の外出を控えるよう呼びかける。【政策室・安心安全課・健康支援課】

ワクチン

(1) パンデミックワクチンが製造され次第、国が定めた優先順位に従い接種を開始する。【健康支援課】

医療

1 外来医療

(1) 市内に設置する「発熱外来」について、開設準備をする。【健康支援課】

2 入院医療

(1) 医師会を通して、入院診療可能な医療機関に対し、入院診療の準備を要請する。【健康支援課】

3 医療スタッフの確保

(1) 医師会に対し、医師等の不足が発生した場合の医療機関相互の応援体制を確認する。【健康支援課】

4 医療物資の確保

(1) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に努める。【健康支援課】

(2) 感染防護衣、医薬品、消毒薬等の確保に努める。【安心安全課・健康支援課】

5 搬送体制

(1) 公用車を活用した搬送体制を確保する。【安心安全課・健康支援課】

情報提供・共有

1 情報提供

(1) 市民への情報提供

海外発生期の対策 継続

(2) 関係機関への情報提供

海外発生期の対策 継続

2 発熱相談センター

(1) 「発熱相談センター」を開設し、健康不安者に対する電話による相談対応を実施する。【健康支援課】

(2) 有資格者を活用した全庁的な相談体制について確立する。【職員課・健康支援課】

社会・経済機能の維持

1 中小企業や自営業者等の事業継続計画

- (1) 中小企業や自営業者に対し、感染防止策、事業継続計画を実施するよう要請する。【安心安全課・健康支援課】
- (2) 公共交通機関・ライフライン事業者に対し、感染防止策、事業継続計画を実施するよう要請する。【安心安全課・健康支援課・環境管理課・都市整備課】

2 社会的弱者への生活支援

- (1) 外出を自粛する高齢者等の生活維持のため、食糧や生活必需品の配給支援体制を確保する。【介護支援課】
- (2) 高齢者及び障がい者への介護支援を実施する。【福祉サービス支援室・介護支援課】

3 社会行動

- (1) 市民に対し、食糧・生活必需品の備蓄を呼び掛ける。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 市民や事業所に対し、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、ごみの減量化を要請する。【政策室・清掃課】

4 火葬能力等の把握

- (1) 遺体安置所を確保する。【安心安全課・社会教育課】
- (2) 死亡者が多数発生した場合の火葬場の確保について検討する。【安心安全課・市民課】

目標
1 封じ込め策による感染拡大の防止
2 患者の急増に備えた外来・入院医療の確保
3 市民への適切な情報提供による混乱防止
主な対策
1 「発熱外来」の開設（1箇所）
2 「発熱相談センター」の体制強化
3 高齢者・障がい者への介護支援体制の強化
4 社会機能維持に係る事業者への事業継続要請
5 遺体安置所等の運用

実施体制と情報収集

1 関係機関との連携強化と体制整備

- (1) 多摩府中保健所、医療機関、消防機関等の関係機関との連携を強化する。【健康支援課】
- (2) 「健康危機管理対策本部会議」を開催し、各段階に応じた基本的対処方針を決定する。【安心安全課・健康支援課】

2 情報収集

国内発生早期の対策 継続

サーベイランス

国内発生早期の対策 継続

予防・まん延防止

国内発生早期の対策 継続

ワクチン

国内発生早期の対策 継続

医療

1 外来医療

- (1) 市内に設置する「発熱外来」を開設する（1箇所）。【健康支援課】

2 入院医療

- (1) 医師会を通じて、入院診療可能な医療機関に対し、重症患者の受け入れ準備を要請する。【健康支援課】
- (2) 都と協力し、「応急入院施設」として使用できる学校体育館等の候補地を選定し、医療器具等の準備に着手する。【安心安全課・管財課・地域活性課・健康支援課・児童青少年課・環境管理課・学校教育課・社会教育課・公民館】
- (3) 都と協力し、医師会を通じて、「応急入院施設」への往診対応について協力を依頼する。【健康支援課】

3 医療スタッフの確保

- (1) 医師会に対して、医師等の不足が発生した場合の医療機関相互の応援体制を図るよう要請する。【健康支援課】

4 患者搬送体制

- (1) 公用車を活用した搬送体制を実施する。【安心安全課・健康支援課】
- (2) 民間搬送業者等の活用を図る。【安心安全課・健康支援課】

5 医療物資の確保

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に努める。【健康支援課】
- (2) 感染防護衣、医薬品、消毒薬等の確保に努める。【安心安全課・健康支援課】
- (3) 医師会を通じて、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の需要状況を考慮し、予防投与を中止するよう要請する。【健康支援課】

情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 市民への情報提供
海外発生期の対策 継続
- (2) 関係機関への情報提供
海外発生期の対策 継続

2 発熱相談センター

- (1) 「発熱相談センター」の運営を強化する。【健康支援課】
- (2) 健康相談のほか、生活福祉等の多様な相談に対応する。【福祉サービス支援室・生活支援課・介護支援課・健康支援課】
- (3) 受診すべき「発熱外来」を案内する。【政策室・安心安全課・健康支援課】

社会・経済機能の維持

1 中小企業や自営業者等の事業継続計画

- (1) 事業所に対し、要員確保及び事業継続を要請する。【安心安全課・健康支援課】
- (2) 公共交通機関、ライフライン事業者に対し、要員確保及び事業継続を要請する。【安心安全課・健康支援課・環境管理課・都市整備課】

2 社会的弱者への生活支援

- (1) 外出を自粛する高齢者等の生活維持のため、食糧や生活必需品の配給支援を実施する。【介護支援課】
- (2) 高齢者及び障がい者への介護支援を強化する。【福祉サービス支援室・介護支援課】

3 社会行動

国内発生期の対策 継続

4 火葬能力等の把握

- (1) 遺体安置所を運用する。【安心安全課・市民課・健康支援課・社会教育課】
- (2) 死亡者が多数発生した場合の火葬場を運用する。【安心安全課・市民課】

5 市民生活の安全

- (1) 警視庁、東京消防庁に地域の防犯、防災機能の確保を要請する。【安心安全課】

目標
1 感染拡大の抑制・遅延
2 社会機能の維持
3 社会不安の解消とパニック防止
主な対策
1 重症患者を中心とする入院医療体制への転換
2 「発熱外来」の増設（2箇所目以降）
3 「応急入院施設」の開設
4 有資格者・ボランティアの活用

実施体制と情報収集

1 関係機関との連携強化と体制整備

- (1) 多摩府中保健所、医療機関、消防機関等の関係機関との連携を強化する。【健康支援課】
- (2) 「健康危機管理対策本部会議」を開催し、発生動向を確認しながら対処方針を決定する。【安心安全課・健康支援課】

2 情報収集

国内発生早期の対策 継続

サーベイランス

国内発生早期の対策 継続

予防・まん延防止

国内発生早期の対策 継続

ワクチン

- (1) パンデミックワクチンが製造され次第、国が定めた優先順位に従い接種を開始する。【健康支援課】

医療

1 外来医療

- (1) 市内均等配置を考慮し、必要に応じ、「発熱外来」を増設する（2箇所目以降）。【健康支援課】

2 入院医療

- (1) 医師会を通じて、入院診療が可能な医療機関に対し、重症患者を中心とする入院医療の実施を要請する。【健康支援課】
- (2) 都と協力し、入院医療を行う学校体育館等の「応急入院施設」を開設する。【健康支援課】
- (3) 都と協力し、医師会を通じて、「応急入院施設」への往診対応について協力を要請する。【健康支援課】

3 医療スタッフの確保

- (1) 医師会に対して、医師等の不足が発生した場合の医療機関相互の応援体制を図るよう要請する。【健康支援課】
- (2) 退職者等の現在従事していない医師・看護師等の有資格者に対し、協力を要請する。【福祉サービス支援室・健康支援課】
- (3) 医療行為以外での活動が可能なボランティアに対し、協力を要請する。【福祉サービス支援室・

【安心安全課】

4 患者搬送体制

感染拡大期の対策 継続

5 医療物資の確保

(1) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に努める。【健康支援課】

(2) 感染防護衣、医薬品、消毒薬等の確保に努める。【安心安全課・健康支援課】

(3) 医師会を通じて、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が見込まれる場合には、
国の示した優先順位を踏まえた計画的な投与を行うよう要請する。【健康支援課】

情報提供・共有

1 情報提供

(1) 市民への情報提供

海外発生期の対策 継続

(2) 関係機関への情報提供

海外発生期の対策 継続

2 発熱相談センター

感染拡大期の対策 継続

社会・経済機能の維持

1 中小企業や自営業者等の事業継続計画

感染拡大期の対策 継続

2 社会的弱者への生活支援

感染拡大期の対策 継続

3 社会行動

国内発生早期の対策 継続

4 火葬能力等の把握

感染拡大期の対策 継続

目標

- 1 社会機能の破綻の回避

主な対策

- 1 「発熱相談センター」の体制縮小
- 2 「発熱外来」の順次閉鎖
- 3 「応急入院施設」の順次閉鎖
- 4 ライフラインの確保
- 5 遺体安置所等の運用継続

実施体制と情報収集

1 関係機関との連携強化と体制整備

まん延期の対策 継続

2 情報収集

国内発生早期の対策 継続

サーベイランス

国内発生早期の対策 段階的に縮小

予防・まん延防止

国内発生早期の対策 段階的に縮小

ワクチン

国内発生早期の対策 継続

医療

1 外来医療

(1) 市内に設置する「発熱外来」を段階的に縮小する。【健康支援課】

2 入院医療

(1) 医師会を通じ、入院診療を実施している医療機関に対し、重症患者を中心とする入院医療は段階的に終了とし、感染症指定医療機関での入院医療へと移行するよう要請する。【健康支援課】

(2) 「応急入院施設」順次閉鎖し、感染症指定医療機関での入院医療へと移行するよう要請する。【健康支援課】

3 医療スタッフの確保

(1) 状況に応じ、医療機関相互の応援体制を縮小する。【健康支援課】

(2) 退職者等の現在従事していない医師・看護師等の有資格者、ボランティアの活用を段階的に縮小する。【福祉サービス支援室・安心安全課・健康支援課】

4 患者搬送体制

感染拡大期の対策 段階的縮小

5 医療物資の確保

(1) 抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を確認し、医療機関における診療が継続できるよう調整する。【健康支援課】

(2) 感染防護衣、医薬品、消毒薬等の在庫状況を確認し、医療機関における診療が継続できるよう

調整する。【安心安全課・健康支援課】

情報提供・共有

1 情報提供

(1) 市民への情報提供

海外発生期の対策 継続

(2) 関係機関への情報提供

海外発生期の対策 継続

2 発熱相談センター

(1) 「発熱相談センター」の運営を段階的に縮小する。【健康支援課】

社会・経済機能の維持

1 中小企業や自営業者等の事業継続計画

感染拡大期の対策 継続

2 社会的弱者への生活支援

感染拡大期の対策 段階的縮小

3 社会行動

国内発生早期の対策 段階的縮小

4 火葬能力等の把握

感染拡大期の対策 段階的縮小

5 市民生活の安全

感染拡大期の対策 段階的縮小

目標
1 社会機能の段階的な回復
2 流行が再燃した場合の対策強化
主な対策
1 「発熱相談センター」の閉鎖
2 「発熱外来」の閉鎖
3 公共交通機関やライフラインの復旧
4 保育園・学校・福祉施設等への臨時休業解除
5 市内における健康被害状況の把握
6 対策の検証及び各種計画・マニュアルの評価

実施体制と情報収集

1 関係機関との連携強化と体制整備

- (1) 「健康危機管理対策連絡調整会議」「健康危機管理対策推進会議」「健康危機管理対策連絡会」を開催し、連携及び情報共有体制、対処方針を検証する。【安心安全課・健康支援課】

2 情報収集

- (1) 国、国立感染症研究所、東京都福祉保健局等のホームページを活用した情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 国内発生の実況、隣接自治体の現況等について情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (3) 多摩府中保健所と連携し、市内における発生国からの帰国者、健康観察の対象者等の情報収集を行う。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (4) 情報収集体制を検証する。【政策室・安心安全課・健康支援課】

サーベイランス

- (1) 東京都健康安全研究センターにおける集計結果から発生状況の概要を把握する。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 市内における発熱外来来院患者数、入院患者数、死亡患者数等の統計を整理し公表する。【政策室・健康支援課】

予防・まん延防止

- (1) 市民に対し、国や都の全体状況と地域の感染動向を踏まえ、集会等の自粛を解除する。【政策室・安心安全課・地域活性課・健康支援課・社会教育課・公民館】
- (2) 市民に対し、国や都の全体状況と地域の感染動向を踏まえ、不要不急の外出自粛を解除する。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (3) 国や都の全体状況と地域の感染動向を踏まえ、保育園・学校・福祉施設等への臨時休業を解除をする。【政策室・福祉サービス支援室・生活支援課・介護支援課・健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・学校教育課】
- (4) 予防・まん延防止対策を検証する。【政策室・福祉サービス支援室・安心安全課・地域活性課・生活支援課・介護支援課・健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・学校教育課】

ワクチン

- (1) パンデミックワクチンの接種体制を検証する。【健康支援課】

医療

1 外来医療

- (1) 地域の感染状況及びニーズを踏まえ、市内に設置する「発熱外来」を閉鎖する。【健康支援課】
- (2) 医師会と連携し、外来医療体制を検証する。【健康支援課】

2 入院医療

- (1) 医師会と連携し、入院医療体制を検証する。【健康支援課】

3 医療スタッフの確保

- (1) 医師会と連携し、医療機関相互の応援体制を検証する。【健康支援課】
- (2) 退職者等の現在従事していない医師・看護師等の有資格者、ボランティアの活用について検証する。【福祉サービス支援室・安心安全課・健康支援課】

4 患者搬送体制

- (1) 流行の状況を踏まえ、搬送体制を検討する。【安心安全課・健康支援課】

5 医療物資の確保

- (1) 新たな発生や流行の再燃に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に努め、備蓄及び使用に関する計画を評価し、改善を図る。【健康支援課】
- (2) 新たな発生や流行の再燃に備え、必要とされる感染防護衣、医薬品、消毒薬等の確保に努め、確保及び使用に関する計画を評価し、改善を図る。【健康支援課・安心安全課】

情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 市民への情報提供
 - ア 流行の第二波に備え、市民への情報提供を行う。【政策室・健康支援課】
 - イ 情報提供体制を評価し、改善を図る。【政策室・安心安全課・健康支援課】
- (2) 関係機関への情報提供
 - ア 流行の第二波に備え、医師会等の関係機関に対する情報提供を行う。【健康支援課】
 - イ 情報提供体制を検証する。【健康支援課】

2 発熱相談センター

- (1) 相談件数を踏まえ、「発熱相談センター」を閉鎖する。【健康支援課】
- (2) 新たな発生や流行の再燃に備え、相談体制を検証し、改善する。【健康支援課】

社会・経済機能の維持

1 中小企業や自営業者等の事業継続計画

- (1) 事業者に対して、被害状況の確認を要請し、流行の第二波に備え、事業継続に向けた検討を要請する。【安心安全課・健康支援課】
- (2) 公共交通機関、ライフライン事業者に対し、被害状況の確認を要請し、流行の第二波に備え、事業継続に向けた検討を要請する。【安心安全課・健康支援課・環境管理課・都市整備課】
- (3) 一般事業者に対して、縮小・中止していた事業の再開の目途について情報提供を行う。【安心安全課】

2 社会的弱者への生活支援

- (1) 社会機能の状況に応じ、高齢者及び障がい者への介護支援体制を平常時の体制に移行する。

【福祉サービス支援室・介護支援課】

(2) 高齢者及び障がい者への介護支援体制を検証する。【福祉サービス支援室・介護支援課】

3 社会行動

(1) 食糧・生活必需品の備蓄体制を検証する。【安心安全課・健康支援課】

(2) ごみ収集、ごみの減量化対策を検証する。【清掃課】

4 火葬能力等の把握

(1) 遺体安置所等を死亡者数に応じ、順次閉鎖する。【安心安全課・市民課・健康支援課・社会教育課】

(2) 遺体安置所等の運用体制を検証する。【安心安全課・市民課・健康支援課・社会教育課】

5 市民生活の安全

(1) 警視庁、東京消防庁に地域の防犯、防災機能を平常時の体制に移行するよう要請する。【安心安全課】

(2) 警視庁、東京消防庁と連携し、地域の防犯、防災機能を検証する。【安心安全課】

【用語解説】

※1 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスはA、B、Cの3型がある。ヒトに感染し、重い病気を起こすのはA型とB型である。A型インフルエンザウイルスの表面には、赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)と呼ばれる、タンパク質でできたトゲが出ていて、HAは細胞と結合する働きを、NAは細胞表面などから遊離する働きを持ち、HA16種類、NA9種類の型が知られている。このHA及びNAの組み合わせにより、多くの型のウイルスが存在し、ヒトを含むいろいろな動物に感染する。A型インフルエンザウイルスの様々な種類の型を「亜型」という。

※2 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ」とは、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスによる感染症のことをいい、感染した鳥が死亡するなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。この「高病原性」とは、鳥に対する病原性を示したものであり、ヒトに対する病原性を示したものではない。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触した場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトに感染したという事例の報告はない。

※3 サーベイランス

「見張り、監視制度」という意味。疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。また、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけるものである。

【各種サーベイランスの概要】

地域における情報入力、主として保健所、医療機関が担うことになるが、サーベイランスの全体像は以下のとおりとなる。

① 疑い症例調査支援システム

感染症サーベイランスシステム(NESID)等を用いて、大規模な流行の可能性がある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報を登録し、疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム

② アウトブレイクサーベイランス

地域や医療機関でのアウトブレイクなどの集団感染の発生を検知するシステム

③ パンデミックサーベイランス

第一段階から第二段階までの間、新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握するサーベイランスシステム

第三段階から第四段階までの間、新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム

④予防接種副反応迅速把握システム

ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。接種継続の是非、対象者の限定、予防接種優先順位等の判断に役立てることを目的とする。

⑤薬剤耐性株サーベイランス

収集したウイルス株の薬剤感受性試験や遺伝子解析を行い、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性株の出現頻度やその性状等について把握するための検査を行う。

【都独自のサーベイランスシステム】

都区市保健所、都感染症対策課、医療機関等との感染症情報ネットワークで「感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（略称「K-ネット」）という。健康安全研究センター疫学情報室に集約された情報は、各ネットワーク端末でリアルタイムで共有できる。

※4 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。（タミフル、リレンザ）

※5 事業継続計画（BCP）

企業等が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に陥った場合、企業等の資産や信用の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続や早期の復旧を目的として、平時から準備しておく事柄や緊急時に行うことや中止したり延期すべきものをまとめた計画のこと。

行政機関等では、業務を継続するという観点から、業務継続計画（COOP）という呼び方をすることもある。

※6 東京感染症アラート

新型インフルエンザの海外発生期や国内発生早期において、感染地域からの帰国者や医療従事者からの疑い例の報告を受け、必要なウイルス検査を実施することにより、患者の発生を迅速かつ的確に把握するシステム

※7 パンデミックワクチン

新型インフルエンザ発生後、ヒトからヒトへの感染が確認され、ウイルス株が特定されてから製造されたワクチン

※8 プレパンデミックワクチン

A/H5N1 亜型のいずれかのウイルス株がパンデミックを起こすと予測されていることから、A/H5N1 ウイルスワクチン株を孵化鶏卵で増殖させて製造されたワクチン。

国では、医療従事者及び社会機能維持に関わる者に対して感染対策の一環として、プレパンデミックワクチンの接種を行うこととし、その原液の製造・備蓄を進め、平成 20 年度末で 3000 万人分を備蓄している。発生前接種については、平成 20 年 8 月に実施した試験的接種の結果評価に基づき、検討することとなっている。

※9 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された新感染症、一類感染症、二類感染症に罹患した患者の入院医療を行う医療機関のことで、特定感染症医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関に分けられる。

北多摩南部圏域：第二種感染症指定医療機関 1 箇所（非公開）

他圏域の指定医療機関：都内全域 92 床

※10 感染症外来協力医療機関

平成 15 年にアジアを中心に流行した S A R S の際に、外来医療を確保する目的で東京都独自に設置された。感染症法に指定された疾患に加え、新型インフルエンザ等、新たに発生する感染症の外来医療を担うことが期待される医療機関

北多摩南部圏域：3 箇所（非公開）

都内全域：38 箇所

※11 発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し、混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。医療機関が設置する場合と、公共施設に設置する場合がある。

※12 トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

※13 発熱相談センター

都道府県及び市町村が保健所等に設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

※14 飛沫感染

咳やくしゃみ、会話などで生じるしぶき（飛沫）を吸い込んで感染すること。

※15 接触感染

感染している人の病巣や病原体と直接あるいは間接に接触することで感染する。

狛江市新型インフルエンザ対策行動計画
平成 22 年 2 月発行

編集・発行 狛江市 福祉保健部 健康支援課
狛江市元和泉二丁目 35 番 1 号
(あいとびあセンター内)
電話 03-3488-1181

